

公共高第 5 5 2 号
平成 2 9 年 3 月 6 日

各所属所長 様

公立学校共済組合高知支部
支部長 田村 壮児
(公印省略)

柔道整復施術療養費支給申請書に係る内容点検の実施等について

平素は、当共済組合の短期給付事業にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、当共済組合ではこれまで医療費適正化への取組みとして医療機関からの診療報酬明細書（レセプト）の内容点検等を実施してきましたが、これまでの取組みに加え、平成 2 9 年度から新たに柔道整復施術療養費支給申請書に係る内容点検を実施することとしました。

つきましては、柔道整復師の施術（整骨院や接骨院での施術）に係る高額療養費及び附加給付の給付時期が従来より 1 か月程度遅れることとなります。

また、内容点検の業務委託先である株式会社メディブレーン（所在地：大阪府大阪市）より、組合員及び被扶養者に対して施術内容等を文書にて照会させていただくことがありますので、あらかじめ貴所属所組合員に周知していただきますようよろしくお願いします。

なお、本通知の内容について、平成 2 9 年 4 月発行の「福利高知」へ関連記事を掲載予定であることを申し添えます。

短期給付担当：長山
TEL：088-821-4813

組合員の皆さまへ

柔道整復師（整骨院・接骨院）からの請求書について内容点検を始めます

組合員証及び被扶養者証を使用して、柔道整復師の施術（整骨院・接骨院での施術）を受けた場合の柔道整復師から共済組合への請求書について、平成29年度より内容点検を始めます。

実 施 時 期

平成29年4月（主に2月施術分の請求書）から内容点検を実施します。

高額療養費・附加給付の給付時期が1ヶ月程度遅れます

内容点検に1ヶ月を要するため、柔道整復師の施術を受けたことにより高額療養費や附加給付の給付対象となった場合、当該給付に係る共済組合からの給付時期が1ヶ月程度遅れることとなります。ただし、これまでのところ柔道整復師の施術によりこれらの給付対象となる方はほとんどいらっしゃいません。

- 病院で受診した場合の短期給付の給付時期は、変更ありません（受診月の3ヵ月後）。

施術を受けられた方へ施術内容等をお尋ねする場合があります

柔道整復師の施術（整骨院・接骨院での施術）を受けられた方（組合員又は被扶養者）に対して、内容点検の業務委託先である株式会社メディブレーン（所在地：大阪府大阪市）から施術内容等を照会させていただくことがあります。照会文書が届いた際には回答にご協力いただきますようお願いいたします。

- 皆さまが受けられた施術内容と柔道整復師（整骨院・接骨院）からの請求内容とが一致しているかを確認させていただくための照会です。

◆公立学校共済組合本部のホームページ（<http://www.kouritsu.go.jp/>）に施術を受けるに当たっての注意点を案内しているので、ご参照ください。→ 別紙「柔道整復師の施術を受けられる方へ」

【公立学校共済組合高知支部】

柔道整復師の 施術を受けられる方へ

組合員証を使えるのはどんなとき

- ◆ 医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲及び捻挫等（いわゆる肉ばなれを含む。）と診断又は判断され、施術を受けたとき

※骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得る必要があります。

- ◆ 骨・筋肉・関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき

＜負傷例＞

日常生活やスポーツ中に転んで膝を打ったり、足首を捻ったりして急に痛みが出たとき

こんなときは、組合員証が使えません

- ◆ 日常生活による単純な疲れ・肩こり・腰痛・体調不良
- ◆ スポーツによる筋肉疲労・筋肉痛
- ◆ 病気（神経痛・五十肩・関節炎等）からくる痛み・こり
- ◆ 脳疾患後遺症等の慢性病
- ◆ 病状の改善がみられない長期の施術
- ◆ 保険医療機関（外科・整形外科等）で治療を受けながら同時に整骨院・接骨院で施術を受ける場合
- ◆ 数箇所の整骨院・接骨院で同時に施術を受けているとき

医療費の適正化のために

- ◆ 負傷原因（いつ・どこで・何をして、どんな症状があるのか）を柔道整復師へ正確に伝えてください。外傷性の負傷でない場合などに、組合員証は使えません。また、交通事故等による第三者行為に該当する場合は、共済組合に連絡してください。

- ◆ 療養費は、本来、患者が窓口で費用の全額（１０割）を支払った後に、組合員が共済組合にその費用の７割分の請求を行い、その支払を受けるものです（３割分は自己負担になります。）。

柔道整復師の施術（保険適用となるものに限る。）についても、このような仕組みで組合員が共済組合から療養費（７割分）の支払いを受けることが原則ですが、組合員が柔道整復師に対して療養費の受取りを委任すること（「受領委任」といいます。）によって、柔道整復師が組合員に代わって共済組合に請求を行い、その支払を受けることが認められています。この「受領委任」が行われていれば、施術所の窓口での患者の支払額が自己負担の３割分で済むことになります。

組合員が柔道整復師に対して「受領委任」をするためには、施術を受けたときに「柔道整復施術療養費支給申請書」の受取代理人欄に、原則施術を受けた方の自筆による署名が必要となりますので、支給申請書の内容（負傷原因、負傷名、日数、金額）をよく確認した上で、署名してください

（手首の負傷などにより自筆できない場合は柔道整復師等による代筆も可能ですが、その場合は施術を受けた方の捺印が必要です。）。

- ◆ 施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けてください。



- ◆ 今後も、施術日や施術内容等について共済組合からお尋ねすることがあります。
- ◆ 柔道整復師の施術を受けた時は、負傷部位、施術内容、施術年月日の記録や領収書等を保管するなどして、ご自身で回答できるよう、ご協力をお願いします。